

GS フォーカス・イールド・ボンド
(愛称:ターゲット・ボンド)

毎月決算コース/年2回決算コース

追加型投信/内外/債券

投資信託説明書
(交付目論見書)

2016.6.29



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社]ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社]ファンドの財産の保管および管理を行う者

株式会社SMBC信託銀行

■照会先 ホームページ
アドレス www.gsam.co.jp

電話番号 03-6437-6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券(債券))	毎月決算コース: 年12回(毎月) 年2回決算コース: 年2回	グローバル (日本を含む)	ファミリー・ファンド	あり

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGS フォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コースおよびGS フォーカス・イールド・ボンド 年2回決算コース(以下、これらのファンドを総称して「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年5月13日に関東財務局長に提出しており、平成28年5月29日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください)。
- GS フォーカス・イールド・ボンド 毎月決算コースを「毎月決算コース」、GS フォーカス・イールド・ボンド 年2回決算コースを「年2回決算コース」、それぞれを「各ファンド」ということがあります。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日:1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額:1兆6,047億円(2016年3月末現在)

資本金:4億9,000万円(2016年5月13日現在)

グループ資産残高(グローバル):1兆827億米ドル(2015年12月末現在)

本書で使用するデータおよび格付けについて(P9を除く)

◇データ◇

日本債券:NOMURA-BPI総合

先進国債券:シティ世界国債インデックス(除く日本)

モーゲージ証券:パークレイズ米国証券化商品インデックス

投資適格社債:パークレイズ・グローバル・アグリゲート社債インデックス

新興国債券:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド

ハイ・イールド社債:パークレイズ米国ハイ・イールド社債インデックス

◇格付け◇

ムーディーズ、S&P、フィッチ

本ファンドの投資対象ファンド(2016年5月現在)

GS先進国債券ファンド:コクサイ・フィクスト・インカム・ファンド(為替ヘッジあり)

GSモーゲージ証券ファンド:ゴールドマン・サックス・US・モーゲージ・バック・セキュリティーズ・ポートフォリオ

GS投資適格社債ファンド:グローバル・コーポレート・ファンドI

GS新興国債券ファンド:ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ

GSハイ・イールド社債ファンド:グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオII

ファンドの目的

日本を含む世界の債券に分散投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

- 1 世界のさまざまな債券を組み合わせ、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを約3%に維持することをめざします*1。
- 2 平均利回りの維持をめざしながら、ポートフォリオの価格変動リスクが最小となるよう、債券の組み合わせを原則として四半期ごとに調整します*2。
- 3 原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります*3。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを約3%に維持することをめざすものであり、本ファンドのトータル・リターンが一定の水準となることを示唆あるいは保証するものではありません。本ファンドの基準価額の動きは、金利動向、信用状況を含む市況動向の影響を受けるため、短期的または長期的に下落する場合があります。投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドのトータル・リターンからは、運用管理費用(信託報酬)等の費用が控除される点にご留意ください。

- *1 上記の利回り水準は本書作成時点における水準であり、将来変更される場合があります。また、将来の利回りが上記水準に維持されることを保証するものではありません。
- *2 本ファンドは、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを維持するために必要なリスク(金利リスク、信用リスク等)を取るため、市場環境によっては、相対的にリスクの高い新興国債券やハイ・イールド社債等の組入比率が高まり、基準価額の変動が大きくなる場合があります。
- *3 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。なお、本ファンドの投資対象ファンドにおいてはアクティブな通貨運用を行うため、一定の為替リスクが伴います。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。マザーファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(投資顧問会社。以下、「GSAMロンドン」といいます。)に委託します。GSAMロンドンは運用の権限の委託を受けて、投資信託証券および為替の運用を行います。なお、文脈上別に解す場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」という場合があります。



[注意点] 利回り(イールド)とトータル・リターンの違い

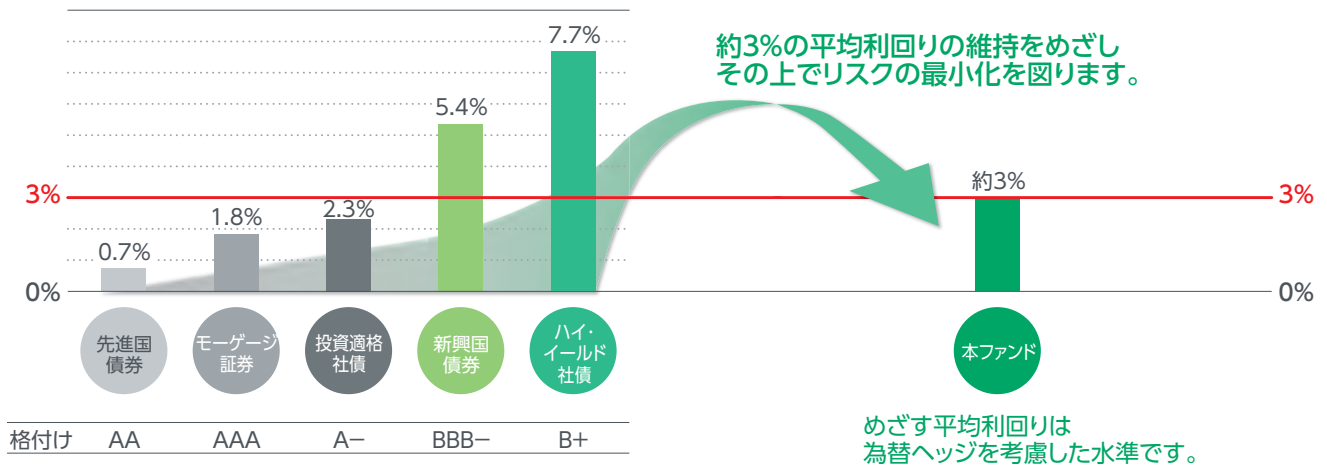
- ・利回りとは：利率(クーポン)とは異なり、債券を満期まで保有した場合の、利子収入および償還差損益の1年当たりの収益のことを指します。債券の購入価格が額面より高い(低い)場合、債券の利回りは利率より低く(高く)なります。
- ・トータル・リターンとは：投資から得られる年間の利益あるいは損失を指し、利回りと価格変動等の組み合わせによって上下します。

“平均利回りの維持”をめざす 本ファンドの戦略概要

- 本ファンドは、世界のさまざまな債券を主要投資対象とし、為替ヘッジを考慮してポートフォリオの組入資産の平均利回りを約3%に維持することをめざします。

投資対象債券—為替ヘッジを考慮した利回り

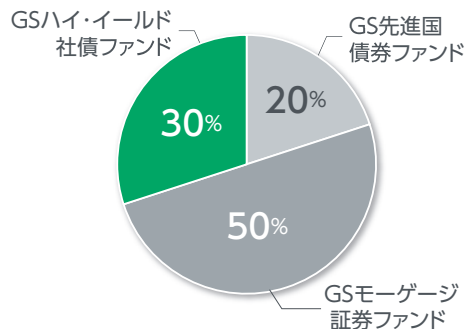
本ファンドがめざす平均利回り



出所:ブルームバーグ、シティグループ・インデックス、バークレイズ、JPモルガン、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント
 時点:2016年3月末
 上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆あるいは保証するものではありません。為替ヘッジを考慮した利回りとは、実際の為替ヘッジ・コストではなく日本と海外の短期金利差を控除して簡便的に算出した利回りを指します。

モデル・ポートフォリオ (2016年3月末)

平均利回り	3.0%
デュレーション	4.0年
平均格付け	A+



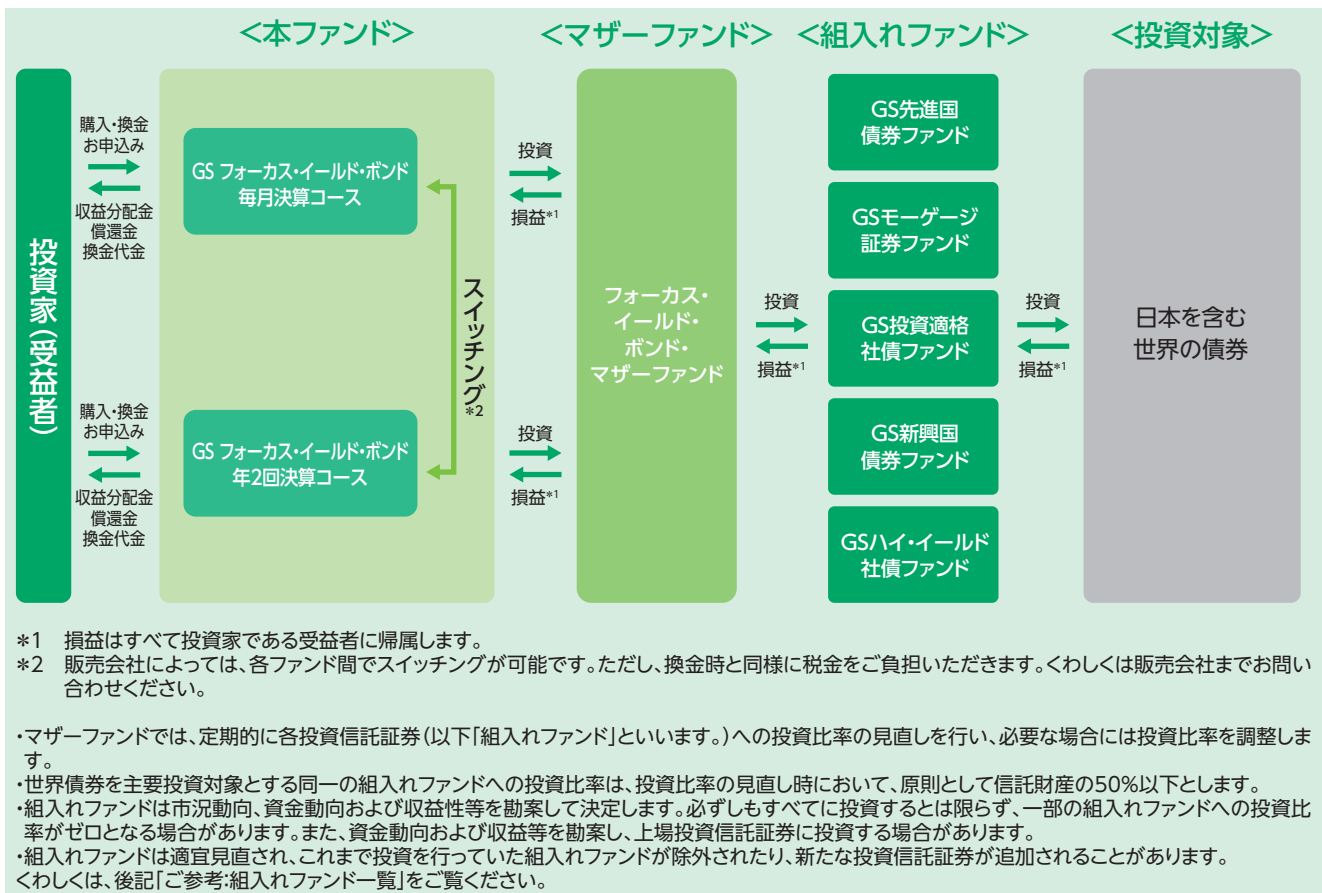
※実際の運用は投資信託証券(ファンド)を通じて行います。投資信託証券(ファンド)においてはアクティブな債券・通貨の運用を行います。各債券の組入比率は0~50%であり、組入れを行わない可能性もあります。

出所:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント
 モデル・ポートフォリオは、ファンドのイメージをつかんでいただくためのものであり、実際のポートフォリオとは異なります。2016年3月末現在の市場環境等に基づいて作成したものです。したがって、実際の組入れを示唆するものではなく、市場環境等によっては、上記以外の債券にも投資する可能性があります。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

マザーファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式で行います。運用にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。

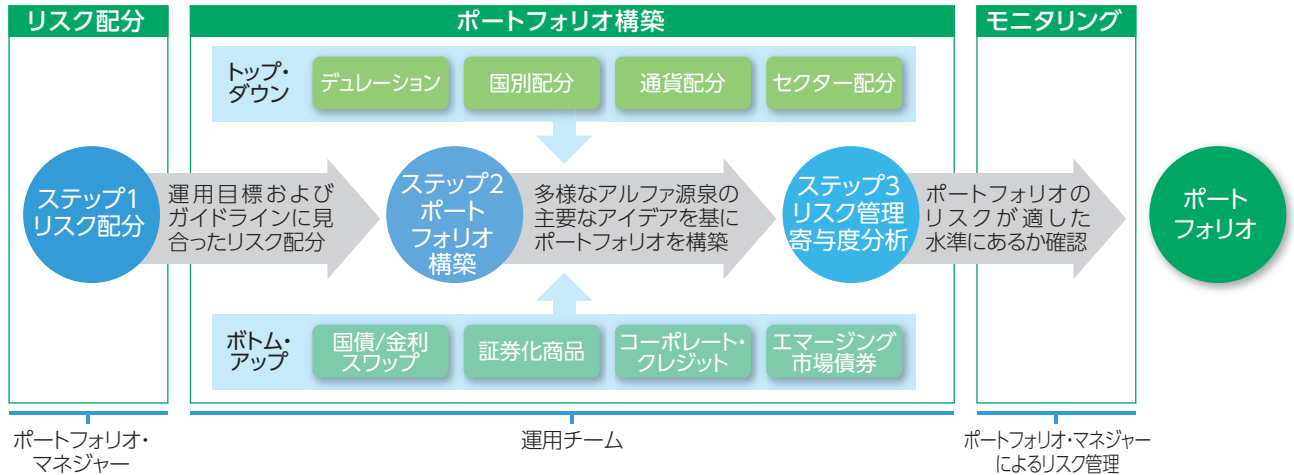


主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの運用

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

ファンドの配分方針

毎月決算コース

原則として、毎月の決算時(毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準や市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※初回決算日は2016年9月26日とします。

✦ 収益分配のイメージ



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

年2回決算コース

原則として、年2回の決算時(毎年5月25日および11月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※初回決算日は2016年11月25日とします。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

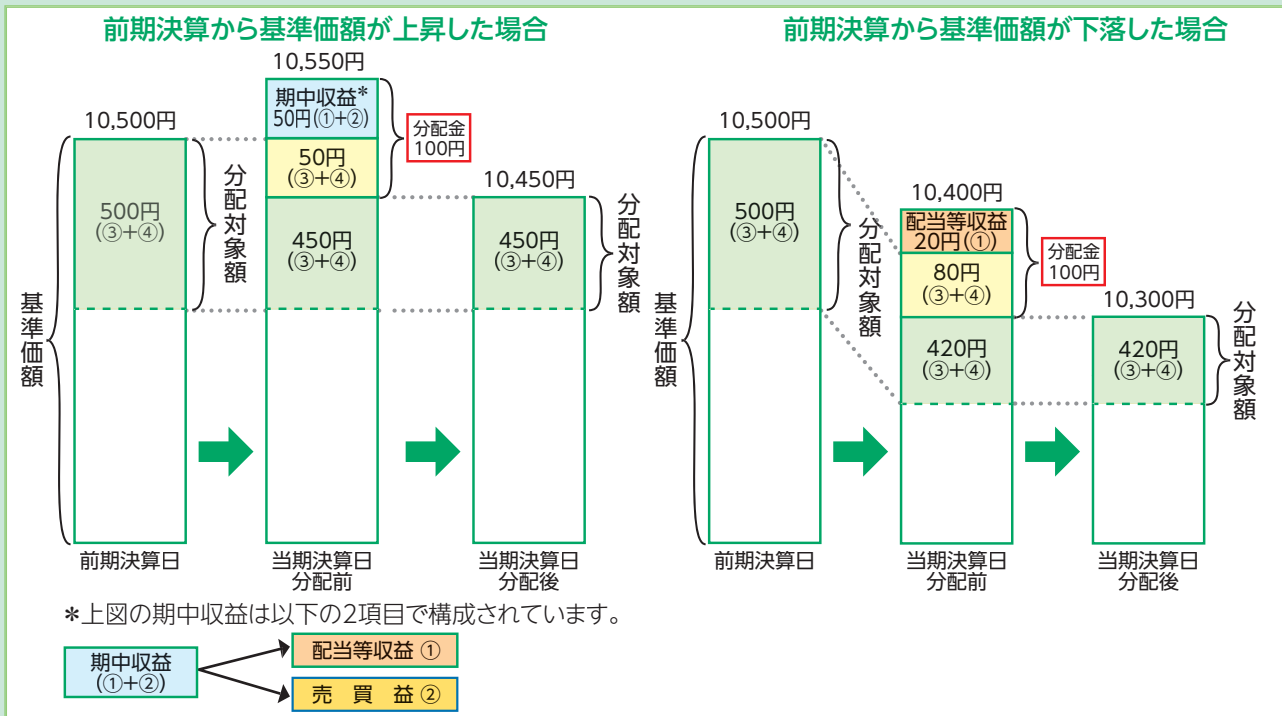
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

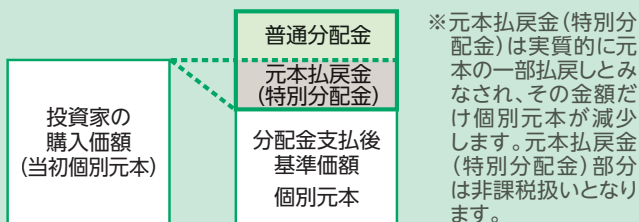


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

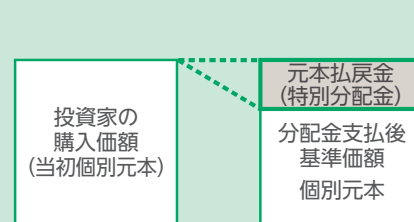
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりや、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

ご参考:組入れファンド一覧

本ファンドが実質的に投資対象としている投資信託証券は以下の通りです。
ただし、すべての投資信託証券に投資するとは限りません。

ファンド名	主な投資対象	投資目的
ケイマン籍外国投資信託 ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・インベストメント・トラスト コクサイ・フィックス・インカム・ファンド(為替ヘッジあり)	主にグローバル(除く日本)の投資適格債券に分散投資します。通貨戦略および金利戦略を活用します。	主にグローバル(除く日本)の投資適格債券に分散投資し、あわせて通貨戦略等を活用することにより、継続的にベンチマークであるシティ世界国債インデックス(除く日本)を上回るリターンを獲得することをめざします。
ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・US・モーゲージ・バック・セ キュリティーズ・ポートフォリオ	主に、米国のモーゲージ証券およびアセット・バック証券に投資します。通常の場合において、資産の3分の2以上を米国のモーゲージ証券およびアセット・バック証券に投資します。金融デリバティブ商品(金利スワップ、通貨スワップ、NDF等)などにも投資できます。	主に米国のモーゲージ証券およびアセット・バック証券に投資することにより、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。
ケイマン籍外国投資信託 ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト グローバル・コーポレート・ファンド1	主に、グローバルの投資適格社債に投資します。固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。	主にグローバルの投資適格社債に投資することにより、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。
ルクセンブルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ	主に、エマージング諸国の国債および社債に投資します。通常の場合において、資産の3分の2以上をエマージング諸国の債券に投資します。金融デリバティブ商品(金利スワップ、通貨スワップ、NDF等)などにも投資できます。	主にエマージング諸国の国債および社債に投資することにより、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。
アイルランド籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオII	主に、欧米の企業により発行された投資適格格付未滿に格付された高利回りの債券に投資します。固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。	米国を中心とした高利回り社債に投資することにより、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。

※上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

※資金動向および収益性等を勘案し、上場投資信託証券に投資する場合があります。

※本ファンドの実質的な投資対象である組入れ投資信託証券に運用報酬はかかりません。

※上記は2016年5月13日現在の組入れファンド一覧であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

債券への投資リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等(これを債務不履行といいます。)の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど大きくなる傾向があり、債券価格が下落する要因となります。債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。債券への投資には、期限前償還リスクが伴います。期限前償還とは予定された定期償還のみならず、元本の一部または全部が予定外の事情によって償還されることをいい、期限前償還によって見込まれた収益が得られない場合があります。

新興国債券への投資リスク

新興国市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

ハイ・イールド社債への投資リスク

一般に、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化(格付けの変更や市場での評判等を含みます。)により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合では、短期間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

為替リスク

本ファンドは、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。また、債券運用とは別に、本ファンドが実質的に組入れる投資信託証券では、収益の向上をめざし、アクティブな通貨運用を行います。したがって、為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

デリバティブに関するリスク

本ファンドが実質的に組入れるファンドでは債券関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等さまざまなリスクが伴います。これらの運用手法は、投資収益を上げる目的で積極的に用いますが、実際の価格変動が委託会社または投資顧問会社の見通しと異なった場合には、本ファンドが大きな損失を被るリスクを伴います。

本戦略に伴うリスク

本ファンドは、実質的に世界のさまざまな債券に投資し、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを維持する上で価格変動リスクが最小となるようにポートフォリオを構築しますが、市場動向等によっては、相対的にリスクの高い資産への資産配分が大きくなり、基準価額の変動が大きくなることのある等、ファンド全体のリスクが高まり、投資元本を割り込むことがあります。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスク管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

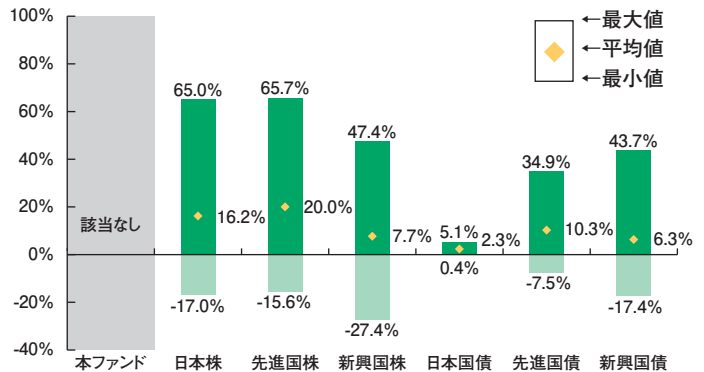
毎月決算コース

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは2016年6月14日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日(2016年5月13日)現在、該当事項はありません。

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

期間:2011年3月~2016年2月



- ・本ファンドは2016年6月14日から運用を開始するため、上記グラフでは代表的な資産クラスについてのみ表示しています。
- ・すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- ・上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

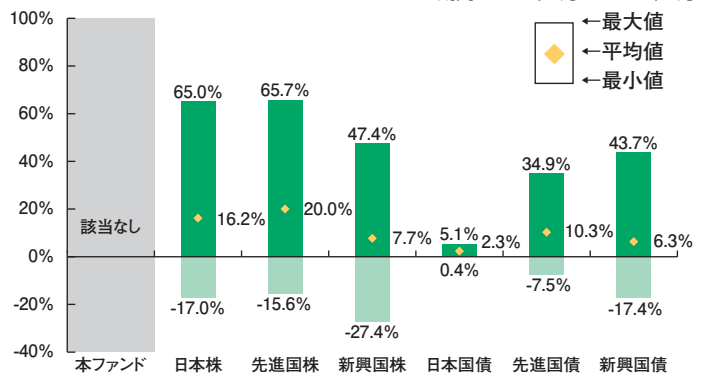
年2回決算コース

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは2016年6月14日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日(2016年5月13日)現在、該当事項はありません。

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

期間:2011年3月~2016年2月



- ・本ファンドは2016年6月14日から運用を開始するため、上記グラフでは代表的な資産クラスについてのみ表示しています。
- ・すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- ・上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

●各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株:MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株:MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債:NOMURA-BPI 国債

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、円貨での投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの運用は2016年6月14日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、本ファンドは資産を有していません。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社で開示される予定です。

※本ファンドにはベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載していません。

お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間:2016年5月30日から2016年6月13日まで 継続申込期間:2016年6月14日から2017年8月25日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
購入単位	販売会社によって異なります。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円(1万口当たり1万円) 継続申込期間:購入申込日の翌営業日の基準価額
購入代金	当初申込期間:当初申込期間中にお申込みの販売会社にお支払いください。 継続申込期間:販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	販売会社によって異なります。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購入・換金申込不可日	英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日(以下「ファンド休業日」といいます。)
申込締切時間	当初申込期間:販売会社が定める時間とします。 継続申込期間:「ファンド休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
換金制限	各ファンドそれぞれについて信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
信託期間	約10年【2026年11月25日まで(設定日:2016年6月14日)】
繰上償還	各ファンドそれぞれについて受益権の総口数が30億口を下回る事となった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月決算コース:毎月25日(ただし、休業日の場合は翌営業日) ※ただし、初回決算日は2016年9月26日とします。 年2回決算コース:毎年5月25日および11月25日(ただし、休業日の場合は翌営業日) ※ただし、初回決算日は2016年11月25日とします。
収益分配	毎月決算コース:毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 年2回決算コース:年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	当初申込期間:各ファンドについて1,000億円を上限とします。 継続申込期間:各ファンドについて5,000億円を上限とします。
公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(5月および11月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
スイッチング	販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングが可能です。 ※スイッチングの際には換金時と同様に換金されるファンドに対して税金をご負担いただきます。くわしくは販売会社までお問い合わせください。
課税関係(個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。配当控除の適用はありません。

■ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	<p>購入価額に2.16%(税抜2%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)</p> <p>購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。</p>
換金時	信託財産留保額	なし

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して	年率0.9774%(税抜0.9050%)		
		支払先の 配分 および 役務の 内容	内訳		
			委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.4752% (税抜0.44%)
販売会社	購入後の情報管理 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等		年率0.4752% (税抜0.44%)		
		受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率0.0270% (税抜0.025%)	
	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。	※2016年5月13日現在、本ファンドの実質的な投資対象である組入れ投資信託証券に運用報酬はかかりません。なお、組入れファンドの見直し等により、運用報酬がかかる投資信託証券を組入れる場合がありますが、当該投資信託証券の組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。 ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。			
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、マザーファンドの組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。			
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(マザーファンドの組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

上記は、2016年5月13日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

・20歳以上の方…毎年、年間120万円まで

・20歳未満の方…毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間(5年)以内に信託期間が終了(繰上償還)した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額(NISA枠)を再利用することはできません。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

